

官公署出版物及び政府文書の国家間における 交換に関する条約（仮訳）

1958年12月3日 第10回ユネスコ
総会採択

1961年5月30日 効力発生

国際連合教育科学文化機関の総会は、1958年11月4日から12月5日までその第10回会期としてパリで会合し、

出版物の国際交換の発展は、世界の諸国民間の思想及び知識の自由な交換に不可欠なものであることを確信し、

国際連合教育科学文化機関の憲章が出版物の国際交換に与えている重要性を考慮し、

公文書並びに科学的、文学的出版物の国際交換のための条約、及び1886年3月15日、ブラッセルで締結された官報並びに国会議事録及び国会文書の即時の交換を行なうための条約並びに出版物の交換のための多くの地域的取極めにおける官公署出版物及び政府文書の交換のための規定に留意し、

官公署出版物及び政府文書の国家間における交換に関する新しい国際条約の必要性を認め、

会期議事日程の15.4.1議題である官公署出版物及び政府文書の国家間における交換に関する提案を審議し、

総会の第九回会期において、これらの提案が、国際条約として国際的規制の対象となるべきことを決定し、

1958年12月3日にこの条約を採択する。

第1条 官公署出版物及び政府文書の交換

締約国は、この条約の規定に従い、相互主義に基づき自国の官公署出版物及び政府文書を交換する意思を表明する。

第2条 官公署出版物及び政府文書の定義

- 1 この条約の適用上、国家の政府機関の命令及び費用により作成されるときは、官公署出版物及び政府文書とみなされる。即ち国会の文書・報告書・議事録及び他の立法文書、中央的、連邦的又は地域的統治機関の行政的性格を有する刊行物及び報告書、国家出版物目録、行政要覧、法令集及び裁判所の判決並びに交換をするのに適当であると思われるその他の刊行物。
- 2 もっとも、この条約の適用上、交換の対象となる官公署出版物及び政府文書を自由に決定するのは締約国の権限に属する。
- 3 この条約は、秘密文書、公表されていない回章及びその他の文書には適用されない。

第3条 2国間の協定

締約国は、締約国が適当と認めるときはいつでも、この条約を実施するため、及びこの条約の適用から生ずる共通の関係事項を規制するため、2国間の協定を締結するものとする。

第4条 国内交換当局

- 1 各締約国においては、国内交換機関又は、このような機関が存在しない場合には、この目的のために指定される中央当局が交換業務を遂行する。
- 2 交換当局は、この条約及び、必要な時は、第3条に掲げる2国間の協定の適用について責任を負う。各締約国は、自国の国内機関又は中央交換当局に対し、交換資料を入手するための権限及び交換を保証するための十分な財政的手段を講ずる。

第5条 交換すべき出版物の目録及び数量

交換すべき官公署出版物及び政府文書の目録及び数量は、交換の任に当る締約国の当局によって共同取極めで定められる。この条約に掲げられた交換すべき官公署出版物及び政府文書の目録及び数量は、前記当局間の取極めによって修正されることができる。

第6条 送達方法

送達は、直接に交換当局又は同当局が指定する受取人に対して行なわれることができる。送品明細表を作成する方法は、交換の任に当る当局によって共同取極めで定められることができる。

第7条 運送料

送達を行なう交換当局は、別段の取極めがない限り、目的地までの送達費を負担する。ただし、海上運送については、包装費及び到着港の税関までの運送費のみを支払うものとする。

第8条 運送料率及び運送条件

締約国は、運送の方法が、郵便、道路、鉄道、河川又は海上運送、航空郵便又は航空貨物便のいずれによるかを問わず、交換当局がもっとも有利な現行料率及び運送条件の利益を受けるため必要なあらゆる措置を講ずるものとする。

第9条 関税及びその他の便宜供与

各締約国は、交換の任に当る当局に対し、この条約の規定又はその実施に関し締結された取極めにに基づき、輸入され、及び輸出された物件について関税の免除ならびに、関税上その他の手続に関してもっとも有利な条件を許与するものとする。

第 10 条 交換の国際的調整

締約国は、国際連合教育科学文化機関憲章により同機関に課せられた交換の国際的調整に関する任務の遂行について同機関を援助するため、この条約の適用に関する年次報告ならびに第 3 条の規定に従って締結した 2 国間取極めの謄本を同機関に送付しなければならない。

第 11 条 情報及び調書

国際連合教育科学文化機関は、第 10 条の規定に従って、締約国が提供する情報を公表し、また、この条約の適用に関する調書を作成し、かつ、公表する。

第 12 条 ユネスコの援助

- 1 締約国は、この条約の適用から生ずるすべての問題に関して、国際連合教育科学文化機関に技術上の援助を要請することができる。同機関は、その事業計画及び能力の範囲内で、特に国内交換機関の創設及び組織のため前記の援助を与える。
- 2 同機関は、自己の発意により、締約国に対し前記の事項についての提案を行なうことができる。

第 13 条 既存の取極めとの関係

この条約は、締約国が国際取極めによって既に負っている義務になんら影響を及ぼすものではない。この条約は、現行諸取極めに基づき行なわれる交換を重ねて行なうことを要求するものと解釈してはならない。

第 14 条 用 語

この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語で作成される。

第 15 条 批准及び受諾

- 1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の加盟国により各自の憲法上の手続に従って批准され、又は受諾されるものとする。
- 2 批准書又は受諾書は、国際連合教育科学文化機関の事務局長に寄託されるものとする。

第 16 条 加 入

- 1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の非加盟国で同機関の執行委員会が招請するすべての国の加入のため開放されるものとする。
- 2 加入は、国際連合教育科学文化機関の事務局長に加入書を寄託することによって行なわれるものとする。

第 17 条 効力の発生

この条約は、3 番目の批准書、受諾書又は加入書の寄託の日の後 12 ヶ月で、その日に又はその日の前に各自の前記の文書を寄託した国についてのみ効力を生ずる。この条約は、批准書、

受諾書又は加入書を寄託する他の各国については、その批准書、受諾書又は加入書の寄託の後 12 ヶ月で効力を生ずる。

第 18 条 条約の適用地域

いずれの締約国も、批准、受諾又は加入の時に又はその後いつでも、国際連合教育科学文化機関の事務局長にあてた通告書により、自国が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部にこの条約が適用される旨を宣言することができる。この通告は、受領の日の後 12 ヶ月で効力を生ずる。

第 19 条 廃 棄

- 1 各締約国は、自国のために又は自国が国際関係について責任を有する領域のために、この条約を廃棄することができる。
- 2 廃棄は、国際連合教育科学文化機関に寄託される文書により通告されるものとする。
- 3 廃棄は、廃棄通告の受領の日の後 12 ヶ月で効力を生ずる。

第 20 条 通 告

国際連合教育科学文化機関の事務局長は、第 15 条及び第 16 条に定めるすべての批准書、受諾書及び加入書の寄託、並びに第 18 条及び第 19 条にそれぞれ定める通告及び廃棄通告の寄託、を同機関の加盟国及び第 16 条に掲げる同機関の非加盟国、並びに国際連合に、通報するものとする。

第 21 条 条約の改正

- 1 国際連合教育科学文化機関の総会は、この条約を改正することができる。ただし、この改正は、改正条約の当事国となる国のみを拘束するものとする。
- 2 総会がこの条約の全部又は一部を改正する新条約を採択したときは、その新条約に別段の規定がない限り、この条約は、新しい改正条約が効力を生ずる日に批准、受諾若しくは加入のための開放を終止するものとする。

第 22 条 登 録

この条約は、国際連合教育科学文化機関の事務局長の要請により、国際連合憲章第 102 条の規定に従い、国際連合事務局に登録されるものとする。

1958 年 12 月 5 日にパリで、総会の第 10 回会期の議長及び国際連合教育科学文化機関の事務局長の署名を有する本書 2 通を作成した。これらの本書は、国際連合教育科学文化機関の記録に寄託され、その認証謄本は、第 15 条及び第 16 条に掲げるすべての国並びに国際連合に交付される。

以上は、国際連合教育科学文化機関の総会がパリで開催し、1958年12月5日に閉会を宣言したその第10回会期において正当に採択した条約の正文である。

以上の証拠として、われわれは、1958年12月5日署名した。

総会議長

事務局長

認証謄本 パリ

国際連合教育科学文化機関法律顧問